令和８年 10 月５日　厚生環境委員会資料

令和8年第4回岐阜県議会定例会

条例その他議案
説明資料

厚生環境委員会

（環境エネルギー生活部・健康福祉部・子ども・女性部）

目　次

（条例その他議案関係）
議第 102 号　岐阜県環境影響評価条例の一部を改正する条例について　・・・１

議第 103 号　岐阜県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例について　・・・２

議第 112 号　地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の変更について　・・・３

議第 102 号　岐阜県環境影響評価条例の一部を改正する条例について

環境エネルギー生活部環境管理課

１　改正の趣旨

条例において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８７条の規定による災害復旧の事業等については、人命に直接関わる問題であり、可及的速やかに実施される必要があることから、環境影響評価手続の適用除外としている。

本年７月１７日に公布された防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和８年法律第６２号）が本年中に施行され、災害対策基本法第８７条中「災害復旧」が「復旧復興」に改められることに伴い、文言を整理するもの

２　改正の概要

① 災害からの復興は、災害の復旧と比べて迅速性が求められず、事業内容に地域づくりや地域経済活動の再生等が含まれることから、条例の適用除外の対象としない（従来の運用と同様とする。）。

② 従来の運用から再度災害の防止のための事業を適用除外としてきたこと及び災害対策基本法第８８条第２項の規定を踏まえて、文言を整理する。

【条例の適用除外とする事業（第４９条関係）】

現　行	改正後
①災害対策基本法第８７条の規定による災害復旧事業	①災害対策基本法第８７条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業
②災害の防止のため①と併せて施行することを必要とする事業	②再度災害の防止のため①と併せて施行することを必要とする事業
③災害の復旧又は防止のために緊急に実施することが必要であると知事が認める事業	③災害の復旧又は防止のために緊急に実施することが必要であると知事が認める事業

３　施行日

防災庁設置法の施行日（令和８年１２月３１日までの間において政令で定める日）

議第 103 号　岐阜県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例について

子ども・女性部子ども家庭課

１　条例制定の趣旨

一時保護委託先の質を担保するため、児童福祉法が改正され、一時保護を適正に行うことができる者として都道府県知事の登録を受けた者（登録一時保護委託者）に対し一時保護委託を可能とする登録制度が新設された。

これに伴い、本県においても、２のとおり条例を制定する。

【一時保護委託とは】

子ども相談センターが子どもの安全を確保するために行う「一時保護」を、子ども相談センターに設置する一時保護施設ではなく、外部の施設などに委託して行う仕組みのこと。

２　条例の概要

登録に当たっては、都道府県知事が条例で定める基準に適合する必要があり、内閣府令で定める基準のとおり本県の基準を定める。

（主な内容）

・設備基準に関する事項
・職員の資格及び配置に関する事項
・入所児童に関する事項（児童の権利擁護、児童の健康状態の把握、教育等）
・運営に関する事項（衛生管理、非常災害対策、秘密保持、苦情対応等）

３　施行日

公布の日

令和８年 10 月５日　厚生環境委員会資料

議第 112 号　地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の変更について

健康福祉部医療整備課

１　変更の趣旨

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターにおいて、医師住宅として使用されていた土地（以下「当該土地」という。）を売却したため、定款別表を変更するもの。

２　主な変更内容

法人設立時（平成 22 年４月１日）に県から法人へ承継された当該土地を売却した旨を定款別表に付記する。

３　施行日

総務大臣の認可を受けた日